



TOHOKU  
UNIVERSITY

# 障害のある 学生の 支援に関する ガイドブック

.....  
東北大学学生生活支援審議会  
2019年3月

# 障害のある学生の 支援に関する ガイドブック

## 目次

はじめに	03
障害のある学生への支援に関する基本的考え方と留意点	04
<b>▶ 第1部: 東北大学における修学上の合理的配慮に関する対応プロセス</b>	
1 修学上の合理的配慮の提供と全学的支援体制の整備・充実について	07
1-(1) 修学上の合理的配慮の提供に関する対応の概略	07
1-(2) 修学上の合理的配慮の提供に関する対応	08
ア. 修学上の合理的配慮の提供に関する流れ図	
イ. 修学上の合理的配慮の提供に関する各ステップ(STEP1~5)の対応	
ウ. 全学的支援体制の整備・充実に向けた取り組み	
2 修学上の合理的配慮の提供に関する対応に必要な様式について	11
2-(1) 様式一式	12
ア. 修学上の合理的配慮 申出書(様式1)	
イ. 修学上の合理的配慮 申出科目一覧(様式2)	
ウ. 修学上の合理的配慮 配慮依頼文書(様式3)	
エ. 修学上の合理的配慮 合意内容書(様式4)	
2-(2) 様式記入例	16
ア. 視覚障害のある学生の例(様式1~4)	
イ. 病弱・虚弱のある学生の例(様式1~4)	

3	学生相談・特別支援連絡会議、学生生活支援審議会への報告について	25
3-(1)	合理的配慮提供事例に関する報告について(申合せ)	25
3-(2)	様式一式	26
	ア. 学生の所属部局から学生相談・特別支援連絡会議への報告(様式1)	
	イ. 学生生活支援審議会への報告(様式2)	
3-(3)	様式記入例	28
	ア. 学生の所属部局から学生相談・特別支援連絡会議への報告(様式1)の例	
	イ. 学生生活支援審議会への報告(様式2)の例	



## 第2部: 主な障害の概要、大学における困難・つまずきと支援例

1	視覚障害のある学生への支援	31
2	聴覚障害のある学生への支援	32
3	肢体不自由のある学生への支援	33
4	病弱・虚弱のある学生への支援	34
5	発達障害のある学生への支援	35
6	精神障害のある学生への支援	36



## 第3部: 学内規程等

1	国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程	38
2	国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的考え方及び留意事項	43

# はじめに

我が国は平成19(2007)年9月、国連の「障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)」に署名、平成26(2014)年1月に批准しました。平成25(2013)年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(略称:障害者差別解消法)が制定され、平成28(2016)年4月1日に施行されました。これらの条約や法律の前提になっているのは、障害の「社会モデル」という考え方です。これは、障害は個人の心身機能と社会のさまざまな障壁(社会的障壁)によって生じるとする考え方で、障害は個人にあるとする「医学モデル」とは大きく異なります。今日、「社会的障壁」の除去が社会にとっての重要な課題となっています。また法律には、「障害者への不当な差別的取扱いの禁止」と「障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止」が盛り込まれ、官公庁や本学を含む国公立教育機関等においては、それが義務的規定となりました。また、障害学生への修学支援に関しては、文部科学省の下に設置された検討会が、平成29(2017)年3月に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」を取りまとめています。

こうした社会的な動向を踏まえ、本学は平成26(2014)年4月に「学生相談・特別支援センター 特別支援室」を設置し、平成28(2016)年3月には「国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を定めました。そのうえで、学生生活支援審議会において、「障害のある学生への配慮に関するガイドライン」(平成28(2016)年4月)、「修学上の合理的配慮の提供に関する対応について」(平成28(2016)年10月)を定め、本学における障害のある学生への支援体制の整備を図ってきました。これらに基づき、各部局と特別支援室との連携・協働による授業等における修学上の合理的配慮の提供等に向けた個別支援や、特別支援室による合理的配慮の提供等にとどまらない学生生活を営む上で生じる困難・つまずきに関する個別相談、構内における点字ブロックの設置、構内の段差の解消、自動ドアの設置、多目的トイレの設置等の環境整備を進めてきました。

現在も、各部局を中心に、授業担当者をはじめとした関係教職員、特別支援室等の支援関係者等が柔軟に連携・協働しながら、本学に在籍する障害のある学生への個別支援、全学的支援体制のさらなる整備・充実を図っているところです。

本冊子は、平成28(2016)年に作成された「障害のある学生への支援に関するガイドライン」と「修学上の合理的配慮の提供に関する対応」を整理し、必要な資料の様式を加え、より見やすく、使いやすくなるよう改訂しました。障害のある学生への支援や修学上の合理的配慮の提供の際にご活用ください。

## 障害のある学生への支援に関する基本的考え方と留意点

まず、障害のある学生への支援に関する基本的考え方と留意点を理解するために必要となる用語の簡単な説明を行います。

### 「社会モデル」と「社会的障壁」：大学の責務

障害者権利条約では、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、だれもが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が目指されています。障害に関して、かつては、障害を個人の心身機能の問題とする「医学モデル」の障害観が主流でしたが、現在では、心身機能の障害と社会(モノ、環境、人的環境等の「社会的障壁」)の相互作用によって障害が作り出されるとする「社会モデル」として考えられるようになってきています。

「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指します。現在では、共生社会の実現に向けて、障害のある人への社会的障壁を取り除くことは社会側の責務と考えられるようになってきています。

この障害の「社会モデル」から考えると、大学においては、教育・研究等を行う際のキャンパス内/間の移動、施設利用、その他の大学が行うさまざまなプログラムへの参加等、障害のある者にとって障壁となるような事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去が大学側に求められていると言えます。

### 「合理的配慮」と大学における合理的配慮に関する学生の活動の範囲

「合理的配慮」は、障害者権利条約では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した過度の負担を課さないもの」と定義されています。

国立大学では、障害のある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を行わなくてはなりません。大学における合理的配慮の具体例については、本冊子第2部(P.30～)をご参照ください。

本冊子P.3の「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」においては、大学等における支援が必要とされる学生の活動の範囲は、「入学、学級編制、転学、除籍、復学、卒業に加え、授業、課外授業、学校行事、課外活動(サークル活動等を含む)への参加等、教育に関するすべての事項」とされています。

## 大学における合理的配慮提供にあたっての基本的考え方と留意点

- 障害のある者に対して、不当な差別的取扱い、すなわち正当な理由なく障害を理由として教育・研究等の活動全般に参加しようとする機会の提供を拒否することや、障害のない者に対しては付さない条件をつけること等により、障害のある者の権利利益を侵害してはなりません。ただし、障害のある者の事実上の平等の促進・達成に必要であると考えられる特別な措置は不当な差別的取扱いには相当しません。したがって、障害のある者を、障害のない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)をすることは、不当な差別的取扱いには相当しません。
- 合理的配慮提供に関し、何が「正当な理由」であるのかは、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに障害のある者、第三者の権利利益及び本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点を鑑み、具体的な状況に応じて総合的・客観的に検討を行った上で判断します。正当な理由があると判断した場合であっても、申請のあった学生本人にその理由を説明し、理解を得るよう努め、他の実現可能な措置を提案するようにします。
- 配慮内容の決定の際には、合理的配慮の提供に関する申請をしてきた障害学生と、学生の所属部局等との「対話」が非常に重要となります。合理的配慮内容決定プロセスにおいて、学生から要望のあった配慮内容そのままの形だと提供が困難であるという判断に部局が至った場合、部局は、同等の効果が得られる別の方法が何かないかどうかを学生とともに検討することが望まれ、一方的に学生に結論を伝える形にならないようにします。この対話のプロセスを「建設的対話」と呼び、大学における配慮内容の決定は、この「建設的対話」を通して行われます。
- 配慮内容の決定においては、配慮を提供する側にとってその配慮内容が過重な負担かどうかも考慮します。ただし、どの程度の負担が「過重」なのかについては現時点で明確な基準はありません。過重な負担について、個別の事案ごとに教育・研究等、本学が行う活動への影響の程度、実現可能性の程度、費用負担の程度等のさまざまな要素を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断し、教育の提供方法を柔軟に調整します。
- 配慮内容が妥当かどうかの判断基準の一つとして、「原則として、教育の目的・内容・評価の本質を変えない」というものがあります。何が教育の目的・内容・評価の本質かについては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、シラバス等を鑑みて個々の学生ごとに判断します。そのため、判断の基準になるよう、これらのポリシーとシラバスは具体的であることが期待されています。
- 学生の進級に伴い、教育・研究環境は変化し、また、障害のある学生の状態も変化することがあります。また技術の進展、社会情勢等も変化するため、当該障害学生が必要とする支援は変化していくことがほとんどです。そのため、一度提供を決定した合理的配慮の内容を単に継続するだけでは十分ではありません。配慮の提供後、部局は学生と配慮を提供した教員等からその結果を聞き取り、それを次回の配慮内容決定の際の参考にして、提供内容を状況に合わせて柔軟に変更していくことが肝要です。
- 詳しくは巻末(P.43～)の「国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的考え方及び留意事項」をご確認ください。



## 第1部

---

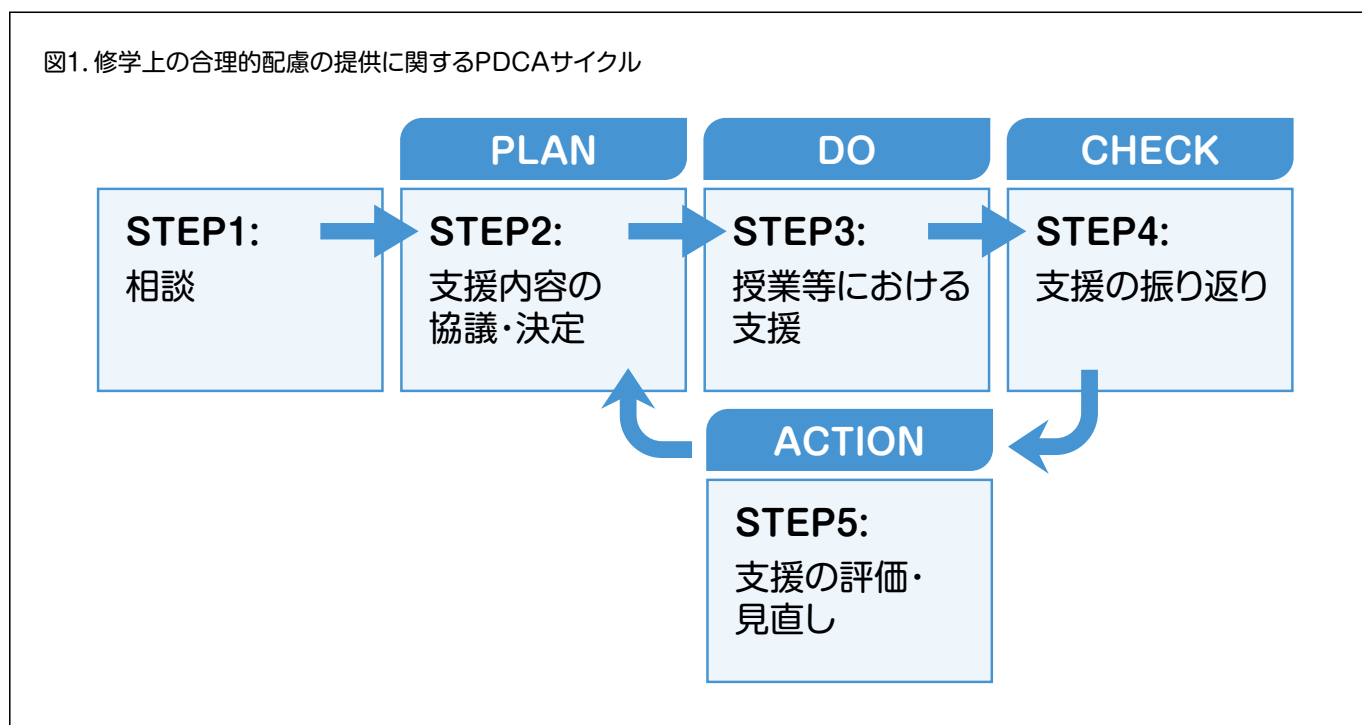
# 東北大学における 修学上の 合理的配慮に関する 対応プロセス

# 1 修学上の合理的配慮の提供と全学的支

## 1-(1) | 修学上の合理的配慮の提供に関する対応の概略

### ●修学上の合理的配慮の提供に関するPDCAサイクル

障害のある学生から修学上の合理的配慮の提供に関する相談や依頼があった場合の対応は、図1に示したPDCAサイクルに基づき行う。



### ●修学上の合理的配慮の提供に関するステップの概要

#### STEP1: 相談

学生が学生相談・特別支援センター特別支援室あるいは、部局へ相談をする。

#### STEP2: 支援内容の協議・決定

学生と部局、授業担当者、支援関係者等が建設的対話を通じて具体的支援内容を決定する。

#### STEP3: 授業等における支援

決定した支援内容に基づき、修学上の合理的配慮を提供する。

#### STEP4: 支援の振り返り

部局は学生、授業担当者等へのインタビューやアンケートを実施する。

#### STEP5: 支援の評価・見直し

部局は実施した支援の評価を行い、次semester以降の支援について見直しを行う。



# 援体制の整備・充実について

## 1-(2) | 修学上の合理的配慮の提供に関する対応

### ア. 修学上の合理的配慮の提供に関する流れ図

障害のある学生から修学上の合理的配慮の提供に関する相談や依頼があった場合の具体的な対応の流れは図2のとおりである。

### イ. 修学上の合理的配慮の提供に関する各ステップ(STEP1~5)の対応

#### STEP 1 : 相談

学生は、修学上の困難やその支援に関して、学生相談・特別支援センター特別支援室(以下、「特別支援室」)、または部局に相談することができる。特別支援室または部局は、相談の過程で以下のことを行う。

##### ① 困難状況の把握

学生が抱える障害を背景とする修学上・生活上の困難を把握する。

##### ② 支援ニーズの整理

学生の支援ニーズを把握し、整理する。

##### ③ 申出書等の作成支援

学生が修学上の合理的配慮の提供を希望する場合は、学生の書類作成を支援する。作成する書類は、「修学上の合理的配慮 申出書」(様式1) (P.12)と「修学上の合理的配慮 申出科目一覧」(様式2) (P.13)である。様式1には診断書または障害者手帳の写し等の根拠資料を添付する。

#### STEP 2 : 支援内容の協議・決定

部局は、学生、修学上の合理的配慮の提供に関わる教員等(以下、「授業担当者等」)、その他部局が必要と認めた支援関係者等との建設的な対話を通じて具体的支援内容を決定する。なお、特別支援室は、その過程に加わり助言・提案を行う。部局には、学生生活支援審議会委員、学生相談・特別支援連絡会議委員等の教務を担当する教職員および学生支援を担当する教職員が入ることが望ましい。

この支援内容を決定する過程には以下の①から④がある。部局は、支援内容の協議・決定に際して、必要に応じて教育・学生支援担当理事に相談することができる。

##### ① 申出書の受理

部局は、学生から「修学上の合理的配慮 申出書」(様式1)が提出された場合は、それを受理し、支援に向けた対応を開始する。

##### ② 支援内容の協議

部局は具体的支援内容を決定するために、学生、授業担当者等、その他部局が必要と認めた支援関係者等と建設的対話を行う。なお、特別支援室は、そのために必要な情報提供や助言を行い、建設的対話の促進を図る。協議に際して、部局は提出された書類に基づき、原則として学生と面談し、困難状況や支援ニーズを改めて確認する。協議の過程は、部局、学生、授業担当者等が一堂に会する場合や、部局と学生とで話し合いを行った後に、授業担当者等へ授

業・試験等に関する配慮依頼文書である「障害のある学生への修学上の合理的配慮提供について(依頼)」(様式3)(P.14)を送付する場合があると考えられるが、その過程は学生の不利益とならないよう状況に即して柔軟に変更することができる。

### ③支援内容の決定

部局は、本人、授業担当者等、その他部局が必要と認めた支援関係者等との協議の結果に基づき、支援内容を決定する。その際には、特別支援室からの助言・提案を参考にする。

### ④合意内容書の作成

上記③までで決定した支援内容に関して、部局は「修学上の合理的配慮 合意内容書」(様式4)(P.15)を作成し、学生から最終的な内容の確認を得る。

部局は、「修学上の合理的配慮 合意内容書」(様式4)の原本を二部作成し、一部は部局、一部は学生が保管し、写を特別支援室に送付する。

## STEP 3 : 授業等における支援

部局が決定した支援内容に基づき、授業担当者等は、例えば以下のような修学上の合理的配慮を提供する。詳細については、本冊子第2部(P.30～)を参照。

- ・授業に関する対応: 優先席の確保、資料の拡大印刷、ノートテイク等の支援を認める。
- ・試験・レポートに関する対応: 支援機器の利用、試験時間の延長や課題提出期限の延長を認める。

## STEP 4 : 支援の振り返り

部局は、学生および授業担当者等に対して、支援に関するインタビューやアンケートを実施し、支援の評価を行う。

## STEP 5 : 支援の見直し

部局はSTEP4で得た情報に基づき、必要に応じて次セメスター以降の支援の見直しを行う。支援の振り返りおよび見直しについては、原則として学期ごとに行い、必要と判断した時にはそれに限らず行う。

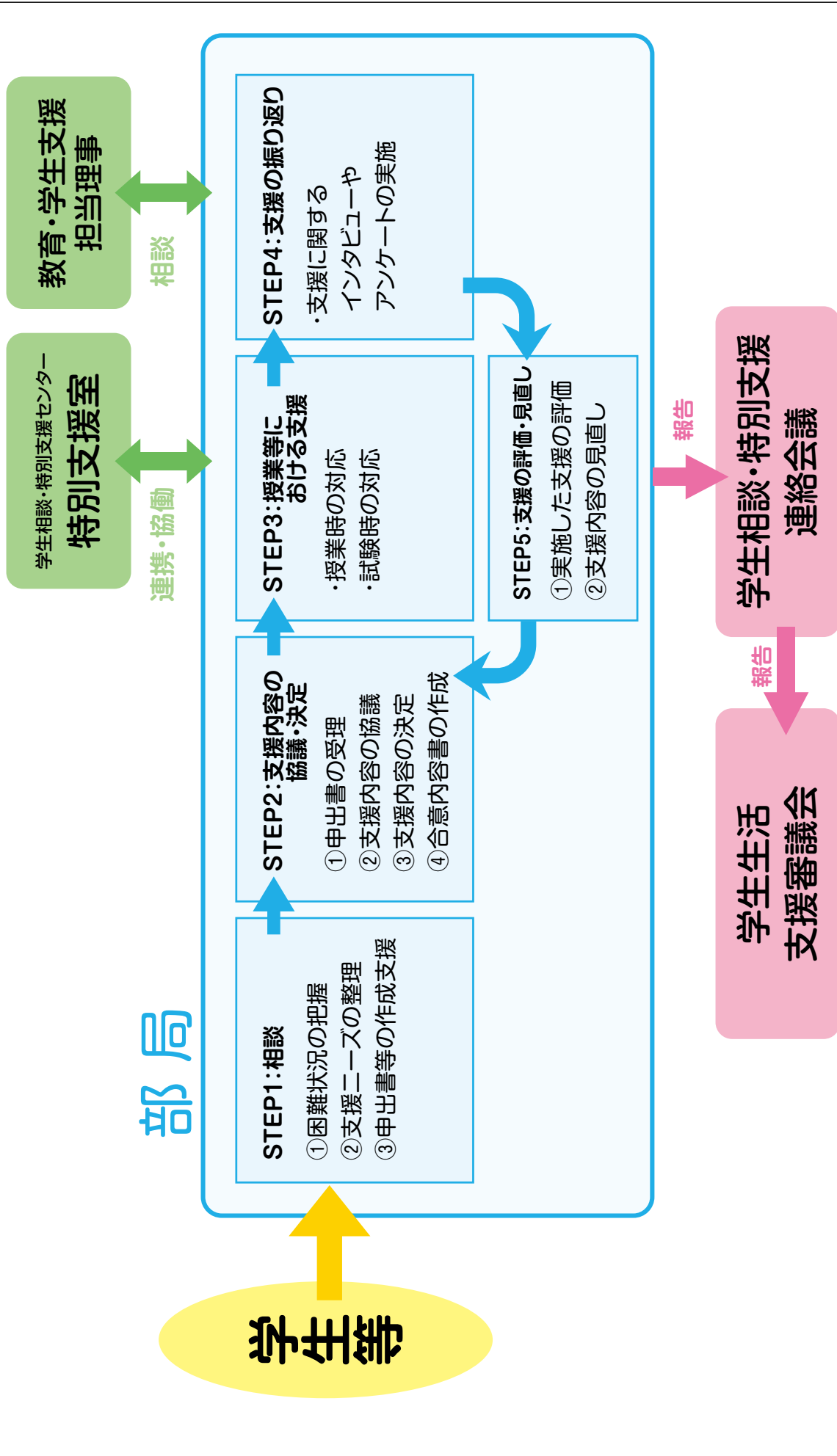
## ウ. 全学的支援体制の整備・充実に向けた取り組み

部局は、「修学上の合理的配慮 申出書」(様式1)を提出した学生についてセメスターごとに学生相談・特別支援連絡会議に報告し、学生相談・特別支援連絡会議はそれらを取りまとめて学生生活支援審議会に報告する。部局から学生生活支援審議会への報告事項は、学生の所属部局、学年、障害名、学生が希望した支援の内容、合意した支援の内容、各ステップの時期、支援の振り返りによって明らかになった成果や課題等である。詳細については、第1部 3-(1)にある平成30(2018)年1月9日付「合理的配慮提供事例に関する報告について(申合せ)」(P.25)に記載されているとおりである。

学生相談・特別支援連絡会議および学生生活支援審議会は、報告に基づき、全学的支援体制の整備・充実のための方策について検討する。また、学生相談・特別支援連絡会議および学生生活支援審議会の各部局委員は、その内容を部局に報告し、自部局における障害学生支援の取り組みの充実を図る。

特別支援室は、修学上の合理的配慮の提供に関するノウハウを蓄積・分析し、それらに基づく提言等を通して、全学的支援体制の整備・充実に資する。

図2. 修学上の合理的配慮の提供に関する流れ図



## 2 修学上の合理的配慮の提供に関する対応に必要な様式について

### 2-(1)| 様式一式

次頁から、以下ア～エの様式を示します。

- ア. 修学上の合理的配慮 申出書(様式1)(P.12)
- イ. 修学上の合理的配慮 申出科目一覧(様式2)(P.13)
- ウ. 修学上の合理的配慮 配慮依頼文書(様式3)(P.14)
- エ. 修学上の合理的配慮 合意内容書(様式4)(P.15)

(様式1)

修学上の合理的配慮 申出書

年 月 日

( 所属長 ) 殿

所属： \_\_\_\_\_

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_

メール： \_\_\_\_\_

下記のとおり修学上の合理的配慮を希望します。

記

1. 診断名

※診断書または障害者手帳等の写を添付してください。

2. 申し出の理由・希望する合理的配慮（別紙添付も可）

3. 「修学上の合理的配慮 申出科目一覧」添付の有無（該当する□にチェックしてください。）

有

無

(様式 2)

修学上の合理的配慮 申出科目一覧

年 月 日

( 所属長 ) 殿

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

下記の授業科目において合理的配慮を希望します。

記

授業科目名	担当教員	授業日		希望する合理的配慮
		曜日	時限	

(様式 3)

年 月 日

( 授業担当者 ) 先生

( 送付者 )

障害のある学生への修学上の合理的配慮提供について (依頼)

本年度、障害を理由に修学上の合理的配慮を要する学生が下記貴職担当授業科目を履修しております。

この度、本学部 (研究科) では本人を含めて関係者が集まり、修学上の合理的配慮の提供について検討いたしました。当該学生の状況、及び先生方に依頼したい内容は以下のとおりです。

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、本学においても障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が義務化されております。このことを踏まえ、下記配慮の提供の実施可否についてご検討のうえ、ご返答ください。

1. 授業科目名

\_\_\_\_\_ 曜日 \_\_\_\_\_ 時限 授業科目名 \_\_\_\_\_

2. 学 生

学籍番号 : \_\_\_\_\_ 氏名 : \_\_\_\_\_

3. 学生の状況

4. 配慮を要する内容

5. 回答期日および連絡・問い合わせ先

回答期日 : 年 月 日

連絡・問い合わせ先 :

電話 :

メール :

(様式 4)

修学上の合理的配慮 合意内容書

年 月 日

( 所属長 )

年 月 日付「修学上の合理的配慮 申出書」に基づく協議の結果、学生・部局は、以下の内容について合意しました。

1. 学生

所属： \_\_\_\_\_

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

2. 合意内容



## 2-(2) | 様式記入例

前述2-(1)の様式一式(様式1～様式4)までの具体例を以下の障害を例に次頁以降に示しますので、参考にしてください。

**ア. 視覚障害のある学生の例(様式1～4)(P.17～20)**

**イ. 病弱・虚弱のある学生の例(様式1～4)(P.21～24)**

(様式 1)

修学上の合理的配慮 申出書

20・・年 4月 10日

○学部長 殿

- 申出書は学生が作成し、所属部局に提出します。必要に応じて、部局は学生の申出書の作成をサポートします。
- 申出書は手書きで記入しても、パソコンで作成してもかまいません。

所属： ○学部○学科○コース \_\_\_\_\_

学籍番号： ○○1234567 \_\_\_\_\_

氏名： 高橋口涼子 \_\_\_\_\_

電話： 090-123-4567 \_\_\_\_\_

メール： takahashiguchi.///xxx///@tohoku.ac.jp \_\_\_\_\_

下記のとおり修学上の合理的配慮を希望します。

記

1. 診断名

視力障害（矯正視力右 0.12、左 0.09）

※診断書または障害者手帳等の写を添付してください。

資料が添付されているかを確認ください。

2. 申し出の理由・希望する合理的配慮（別紙添付も可）

弱視のため、近くの小さな文字や遠くの文字を見ることが難しいため、以下の配慮をお願いいたします。

(1) 配布資料の文字の大きさについて

近くの文字であっても 10.5 ポイント以下の文字を読むことが難しいため、授業内の配布資料の文字をすべて 10.5 ポイント以上にしてください。

(2) パワーポイントスライドを使用する場合

パワーポイントを授業中に用いる場合は、スライド 1 枚につき A4 用紙 1 枚に印刷した資料を提供してもらいたいです。

(3) 拡大読書器の教室への持ち込みについて

教科書等の文字を見るために、拡大読書器を教室に持ち込むことを許可ください。

(4) 試験問題について

試験問題を 10.5 ポイント以上の文字にしてください。

3. 「修学上の合理的配慮 申出科目一覧」添付の有無（該当する□にチェックしてください。）

- 有
- 無

有にチェックがある場合は、様式2が添付されているかを確認ください。

(様式 2)

修学上の合理的配慮 申出科目一覧

20・・年 4月 10日

- 申出科目一覧は学生が作成し、所属部局に提出します。必要に応じて、部局は学生の申出科目一覧の作成をサポートします。
- 申出科目一覧は手書きで記入しても、パソコンで作成してもかまいません。

学籍番号： ○○1234567

氏名： 高橋口涼子

下記の授業科目において合理的配慮を希望します。

記

申出科目により学生が希望する合理的配慮が異なる場合がありますので、よくご確認ください。

授業科目名	担当教員	授業日		希望する合理的配慮
		曜日	時限	
英語 I	小川涼子	月	1	申出書の (1) (2) (3) (4)
英語 II	玉串司	水	3	申出書の (1) (2) (3) (4)
社会心理学	船山祐二	月	2	申出書の (1) (2) (3) (4)
心理学	菅山金	水	2	申出書の (1) (2) (3) (4)
教育学	Richard Smitz	火	1	申出書の (1) (2) (3)
化学入門	山折憲治	火	2	申出書の (1) (2) (3) (4)
物理学 I	船場佳奈美	火	3	申出書の (1) (2) (3) (4)
社会臨床学	金山誠一郎	金	3	申出書の (1) (2) (3)
コミュニティ論	石橋隆	金	2	申出書の (1) (2) (3)
地球物理学	榊原景子 他	金	4	申出書の (1) (2) (3) (4)

複数教員が担当する授業は、主な授業担当者を記入します。

申出科目が多くて1ページに収まらない場合は、複数ページにまたがってもかまいません。

(様式 3)

この配慮依頼文書は、部局が作成し、部局→各授業担当者へ送付する文書です。

20・・年 4 月 19 日

玉串司 先生

当該授業担当者名を記入

○学部長 高山橋俊介

障害のある学生への修学上の合理的配慮提供について (依頼)

原則として、学部長名か  
研究科長名を記入し、  
全学教育科目の場合は、  
学務審議会委員長名と  
連名にします。

本年度、障害を理由に修学上の合理的配慮を要する学生が下記貴職担当授業科  
あります。

この度、本学部では本人を含めて関係者が集まり、修学上の合理的配慮の提供について検討  
いたしました。当該学生の状況、及び先生方に依頼したい内容は以下のとおりです。

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、本学においても障害を理由とする差別  
の解消や合理的配慮の提供が義務化されております。このことを踏まえ、下記配慮の提供の実  
施可否についてご検討のうえ、ご返答ください。

1. 授業科目名

水 曜日 3 時限 授業科目名 英語 II

2. 学 生

学籍番号： ○○1234567 氏名： 高橋口涼子

3. 学生の状況

視覚に障害があるため、手元の 10.5 ポイント以下の文字や、パワーポイントなどで投影され  
た遠くの文字を読むことが困難です。教科書などは 10.5 ポイント以下の文字で書かれてい  
ることが多いため、そのままでは読むことが困難です。

学生と部局が協議した内容に基づいて作成します。  
学生の障害に基づく当該授業における修学上の  
問題になりそうな事項を含んで記入します。

4. 配慮を要する内容

- (1) 配布資料を 10.5 ポイント以上の文字の大きさにしてください。
- (2) パワーポイントを使用する場合、スライド 1 枚につき A4 用紙 1 枚に印刷した資料を学  
生に提供して下さるようお願いします。
- (3) 当該学生が拡大読書器を教室に持ち込むことを許可していただきますようお願いします。
- (4) 試験問題を 10.5 ポイント以上の文字にしてください。

学生と部局が協議した内容に基づいて作成します。  
当該授業に合った内容を記入します。  
この学生の場合、授業担当者によって(4)の内容が  
異なる場合があります。

5. 回答期日および連絡・問い合わせ先

回答期日：20・・年 4 月 25 日

連絡・問い合わせ先： ○学部教務係 担当：吉田孝司

電話： 022-123-4567

メール： yoshidatakashixxx○@tohoku.ac.jp

(様式 4)

これは、部局が作成し、部局→当該学生へ送付する文書です。

修学上の合理的配慮 合意内容書

20・・年 4 月 28 日

○学部長 高山橋俊介

20・・年 4 月 10 日付「修学上の合理的配慮 申出書」に基づく協議の結果、学生・部局は、以下の内容について合意しました。

1. 学生

所属： ○学部○学科○コース \_\_\_\_\_

学籍番号： ○○1234567 \_\_\_\_\_

氏名： 高橋口涼子 \_\_\_\_\_

2. 合意内容

下記要望事項について、各科目において以下の支援を行います。

- (1) 授業時の資料の文字は、10.5 ポイント以上にする。
- (2) パワーポイントを使用する場合は、スライド 1 枚につき A4 用紙 1 枚に印刷した資料を提供する。
- (3) 教室への拡大読書器の持ち込みを許可する。
- (4) 試験問題を 10.5 ポイント以上の文字にする。

学生が希望した配慮が複数あり、また、各授業担当者からの回答も複数におよぶ場合は、表で記載したり、別紙に記載したりしてよい。

授業科目名	希望する合理的配慮			
	(1)	(2)	(3)	(4)
英語 I	配布資料はない	実施する	許可する	実施する 詳細については改めて 学生と直接相談する
英語 II	実施する	パワーポイント は使用しない	許可する	実施する
社会心理学	授業前に ISTU に アップしているので 随時閲覧可能	実施する	許可する	実施する

(様式1)

修学上の合理的配慮 申出書

20・・年 9月 10日

○学部長 殿

- 申出書は学生が作成し、所属部局に提出します。必要に応じて、部局は学生の申出書の作成をサポートします。
- 申出書は手書きで記入しても、パソコンで作成してもかまいません。

所属： ○学部○学科○コース \_\_\_\_\_

学籍番号： ○○1234567 \_\_\_\_\_

氏名： 森田 武 \_\_\_\_\_

電話： 090-0000-1111 \_\_\_\_\_

メール： takeshi.morita.///xxx///@tohoku.ac.jp \_\_\_\_\_

下記のとおり修学上の合理的配慮を希望します。

記

1. 診断名

化学物質過敏症

※診断書または障害者手帳等の写を添付してください。

資料が添付されているかを確認ください。

2. 申し出の理由・希望する合理的配慮（別紙添付も可）

化学物質過敏症を発症しており、次のような症状があります。

香料の強い整髪料・化粧品・柔軟剤、塗料やワックス等の発する臭いに接すると、頭痛、めまい、吐き気、かゆみ、呼吸困難等の症状があらわれ日常生活に支障をきたします。

つきましては、以下の点についてご理解、ご配慮をお願いいたします。

- (1) 講義中、換気の為に離席する場合があるので窓際の座席を確保していただきたい。
- (2) 症状が悪化した場合、一時的に退室することがある。
- (3) 症状の悪化に伴って授業や試験を欠席した場合、レジュメや資料の提供、追試やレポート等の代替措置をとっていただきたい。

3. 「修学上の合理的配慮 申出科目一覧」添付の有無（該当する□にチェックしてください。）

- 有
- 無

有にチェックがある場合は、様式2が添付されているかを確認ください。

(様式 2)

修学上の合理的配慮 申出科目一覧

20・・年 9月 10日

- 申出科目一覧は学生が作成し、所属部局に提出します。必要に応じて、部局は学生の申出科目一覧の作成をサポートします。
- 申出科目一覧は手書きで記入しても、パソコンで作成してもかまいません。

学籍番号： ○○1234567

氏名： 森田 武

下記の授業科目において合理的配慮を希望します。

複数教員が担当する授業は  
主な授業担当者を記入します。

記

申出科目により学生が希望する  
合理的配慮が異なる場合がありますので、  
よくご確認ください。

授業科目名	担当教員	授業日		希望する合理的配慮
		曜日	時限	
論理学	佐藤 宏	月	1	申出書の (1) (2) (3)
教育原理 I	沼田 敦士ほか	火	3	同上
経済と社会	藤村 雅夫	水	2	同上
化学概論	三上 成彦	水	4	同上
スポーツ A	深田 京平	木	1	申出書の (3)
英語 A2	上村 裕子	金	2	申出書の (1) (2) (3)
物理学	窪田 俊郎	金	3	同上

申出科目が多くて1ページに収まらない場合は、複数ページにまたがってもかまいません。

(様式 3)

この配慮依頼文書は、部局が作成し、部局→各授業担当者へ送付する文書です。

20・・年 9月 20日

窪田 俊郎先生

〇〇学部長 鈴木 忠志

当該授業担当者名を記入

障害のある学生への修学上の合理的配慮提供について（依頼）

本年度、障害を理由に修学上の合理的配慮を要する学生が下記貴職担当授業科  
あります。

この度、本学部では本人を含めて関係者が集まり、修学上の合理的配慮の提供  
いたしました。当該学生の状況、及び先生方に依頼したい内容は以下のとおりです。

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、本学においても障害を理由とする差別  
の解消や合理的配慮の提供が義務化されております。このことを踏まえ、下記配慮の提供の実  
施可否についてご検討のうえ、ご返答ください。

原則として、学部長名か  
研究科長名を記入し、  
全学教育科目の場合は、  
学務審議会委員長名と  
連名にします。

この文言は各部局の状況に合わせて  
変更するようにしてください。

1. 授業科目名

金 曜日 3 時限 授業科目名 物理

2. 学 生

学籍番号： 〇〇1234567 氏名： 森田 武

3. 学生の状況

化学物質過敏症を発症しており、次のような症状があります。

香料の強い整髪料・化粧品・柔軟剤、塗料やワックス等の発する臭いに接すると、頭痛、めま  
い、吐き気、かゆみ、呼吸困難等の症状があらわれ日常生活に支障をきたします。

4. 配慮を要する内容

- (1) 講義中、換気の為に離席する場合があります。
- (2) 症状が悪化した場合、一時的に退室することがある。
- (3) 症状の悪化に伴って授業や試験を欠席した場合、レジュメや資料の提供、追試やレポート  
等の代替措置をとっていただきたい。

学生と部局が協議した内容に基づいて作成します。  
学生の障害に基づく当該授業における修学上の  
問題になりそうな事項を含んで記入します。

5. 回答期日および連絡・問い合わせ先

回答期日：20・・年 9月 30日

学生と部局が協議した内容に基づいて作成します。  
授業担当者によって 4. の内容が異なる場合があります。  
当該授業に合った内容を記入します。

連絡・問い合わせ先： 〇学部教務係 担当：田中 誠

電話： 022-123-4567

メール： xxx/////@tohoku.ac.jp



(様式 4)

これは、部局が作成し、部局→当該学生へ送付する文書です。

## 修学上の合理的配慮 合意内容書

20・・年 10 月 15 日

○学部長 鈴木 忠志

20・・年 9 月 10 日付「修学上の合理的配慮 申出書」に基づく協議の結果、学生・部局は、以下の内容について合意しました。

## 1. 学生

所属： ○学部○学科○コース \_\_\_\_\_

学籍番号： ○○1234567 \_\_\_\_\_

氏名： 森田 武 \_\_\_\_\_

## 2. 合意内容

下記のとおり要望された事項について、すべての科目で支援を行います。

- (1) 講義中、換気の為に離席する場合があるので窓際の座席を確保する。
- (2) 症状が悪化した場合、一時的に退室することをみとめる。
- (3) 症状の悪化に伴って授業や試験を欠席した場合、レジュメや資料の提供、追試やレポート等の代替措置をとる。ただし、「スポーツ A」のみ、(3) だけの支援となります。

合意内容が枠内におさまる場合は、該当するすべての授業科目についてまとめて記載する。

# 3 学生相談・特別支援連絡会議、 学生生活支援審議会への報告について

## 3-(1) | 合理的配慮提供事例に関する報告について(申合せ)

平成30(2018)年1月9日の学生生活支援審議会において、以下の申合せがなされています。

平成30年1月9日

### 合理的配慮提供事例に関する報告について(申合せ)

学生生活支援審議会

平成28年10月にまとめた「修学上の合理的配慮の提供に関する対応について」は、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に関する部局の役割の重要性について記した上で、支援内容の協議・決定から支援内容の見直しに至る経過について、部局が、適宜学生生活支援審議会および学生相談・特別支援連絡会議に報告することとしている。

報告の具体的な手続きや内容、時期については、以下の通りとする。

#### 1. 報告の手続き

(1) 部局は当該学生の経過について、学生相談・特別支援連絡会議に報告する。

(2) 学生相談・特別支援連絡会議は、各部局からの報告を取りまとめ、それを学生生活支援審議会に報告する。

#### 2. 報告内容

(1) 部局から学生相談・特別支援連絡会議への報告については、様式1によるものとする。

(2) 学生相談・特別支援連絡会議から学生生活支援審議会への報告については様式2によるものとする。

#### 3. 報告時期

各年度、部局は、前期の対応事例については9月末日までに、後期の対応事例については2月末日までに学生相談・特別支援連絡会議事務担当者に報告する。

学生相談・特別支援連絡会議は、各部局の対応事例について報告を受けた後、それらを取りまとめて、学生生活支援審議会に報告する。

ただし、平成29年度については、前期および後期の対応事例について、部局は平成30年2月末日までに学生相談・特別支援連絡会議事務担当者に様式1による書類の提出を行う。

## ア. 学生の所属部局から学生相談・特別支援連絡会議への報告(様式1)

障害学生支援 学生相談・特別支援連絡会議 個別報告

様式1

部局名			
学年		入学年度	年度入学
障害名			
申出書受理日	年	月	日
配慮依頼文書配布日	年	月	日
合意内容書配布日	年	月	日
新規支援か継続支援か	新規支援 ・ 継続支援 ( 年 月より支援)		
特別支援室との連携	あり ・ なし		

	授業科目名	本人が希望した合理的配慮	合意に至った合理的配慮
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	振り返りによって明らかになった成果や課題等		

## イ. 学生生活支援審議会への報告(様式2)

実際には、様式2は、学生相談・特別支援連絡会議が作成し、学生生活支援審議会へ報告します。「学生の所属部局から学生相談・特別支援連絡会議への報告(様式1)」がこういったフォーマットで学生生活支援審議会に報告されることをご確認ください。

様式2		〇〇年度 障害学生支援状況一覧					
部局名 学生学年	新規か継続か	障害名	(1)申出書受理日 (2)合意内容書配布日	本人が希望した合理的配慮	合意に至った合理的配慮(概要)	成果や課題(概要)	

### 3-(3) | 様式記入例

#### ア. 学生の所属部局から学生相談・特別支援連絡会議への報告(様式1)

申出科目一覧が後で出された場合、  
申出書(のみ)を受理した日を記入する。

左記「本人が希望した特別措置」の項目がそのまま合意に至った項目には「○」、  
一部合意に至った項目には「△」を記載し、合意に至った部分について概要を「△」の右側に記載する。  
左記「本人が希望した特別措置」項目が当該授業に該当しないものには「-」と記載し、  
その理由を「-」の右側に記載し、左記「本人が希望した特別措置」項目を  
実施しないと合意に至った場合には「×」と記載し、その理由を「×」の右側に記載する。

障害学生支援 学生相談・特別支援連絡会議 個別報告 様式1 (記載例)

部局名	△学部		
学年	学部3年生	入学年度	2015年度入学
障害名	パニック障害		
申出書受理日	● 2017年	3月	29日
配慮依頼文書配布日	2017年	4月	10日
合意内容書配布日	2017年	5月	17日
新規支援か継続支援か	新規支援 ・ 継続支援 (2015年 4月より支援)		
特別支援室との連携	あり ・ なし		

	授業科目名	本人が希望した合理的配慮	合意に至った合理的配慮
1	英語C1	(1) 授業中の教室の入退室の許可 (2) 欠席したときのレジメの配布 (3) 欠席したときの授業の録画視聴 ●	(1) ○ (2) - レジメはもともと配布していない (3) △ 1度だけの視聴可能
2	ライフサイクル	同上	(1) ○ (2) - レジメはもともと配布していない (3) × ディスカッション多いため
3			(1) ○ (2) ○ (3) ○
4	社会福祉学概論	同上	(1) ○ (2) ○ (3) ○
5	精神医学	同上	(1) ○ (2) ○ (3) △ 音声録音のみ可能
6	現代社会ケーススタディ	同上	(1) ○ (2) ○ (3) × 他学生の発表も録画されるため
7	ジェンダー論	同上	(1) ○ (2) - レジメはもともと配布していない (3) × 内容に個別事案が含まれるため
8	思想と人間	同上	(1) ○ (2) - レジメはインターネット上にあげる (3) × インタラクティブな授業のため
9	社会学概論	同上	(1) ○ (2) - レジメはもともと配布していない (3) △ 音声録音のみ可能
10			
	振り返りによって明らかになった成果や課題等	(成果) ・オムニバスの授業での配慮を確認する手順について、学部の教授会で共有することができた。 ・建設的対話をしっかり行うことで録画・録音を許可する教員を増やすことができ、最終的には学生本人の納得できる形の支援を行うことができた。 (課題) ・授業録画に関しては、教室によってはどのように録画可能なかを確認するのに時間がかかった。 ・授業録画に関しては、当初難しいと回答する教員が多く、建設的対話に時間がかかり、4月中の録画はできなかった。	

「修学上の合理的配慮 申出科目一覧」の  
「授業科目名」欄と同じものを記載する。

「修学上の合理的配慮 申出科目一覧」の  
「希望する合理的配慮」欄と同じものを記載する。

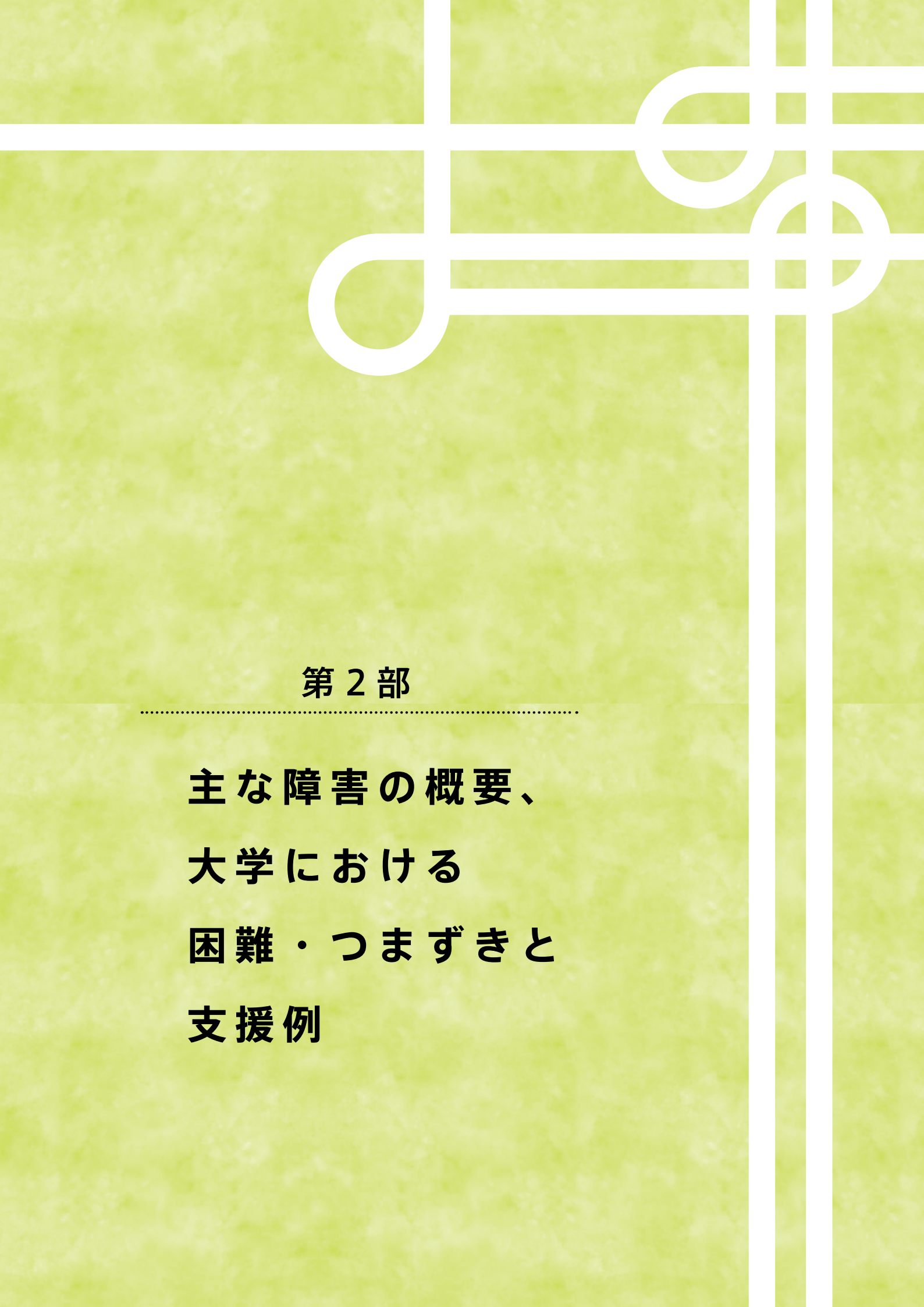
当該学生が特別措置を希望する  
授業コマ数に併せて、行を増減してください。

なお、上記を記載していく中で申請した授業コマ数が多い等により、  
1ページ内におさまらないときは、次のページに渡って記入し、両面印刷にする。

1. 学生生活支援審議会への報告(様式2)

H29年度 障害学生支援状況一覧 様式2 (記載例)

部局名 学生学年	新規か継続か (継続の場合いつ からの支援か)	障害名	(1)申出書受理日 (2)合意内容書配布日	本人が希望した合理的配慮	合意に至った合理的配慮 (概要)	成果や課題 (概要)
△学部 学部3年生	継続 2015/4-	パニック障害	(1)2017/3/29 (2)2017/5/17	(1) 授業中の教室の入退室の許可 (2) 欠席したときのレジュメの配布 (3) 欠席したときの授業の録画視聴	(1) すべての申請科目で合意、(2) レジュメ配布 する申請科目ではすべて合意、(3) 過半数の申請 科目で合意 (ただし、ほとんどが音声録音のみ可)	・オンニバスの授業に関する手順を学部の教授会で共有できた。 ・特に授業録画に関する建設的対話に時間がなかりかかり、4 月中の録画はできなかった。



## 第2部

---

**主な障害の概要、  
大学における  
困難・つまずきと  
支援例**

## 1

## 視覚障害のある学生への支援

## ●視覚障害とは

視覚障害とは、視力や視野等の視機能に障害があり、生活に支障を来している状態をいいます。

全盲：視覚的な情報を全く得られない、あるいはほとんど得られない。学習には視覚以外の方法を使用する。

弱視：保有する視力を活用しながら生活しており、通常の文字（墨字）を使用することが可能。視力以外の視機能障害（視野狭窄、中心暗点、まぶしさ等）の場合もあり、見え方には個人差が大きい。

## ●視覚障害のある学生をつまづき・困難と支援例

つまづき・困難例	支援例
慣れない場所で建物や段差を特定したり、案内表示を見て目的地を探したりすることが困難	介助者の確保・移動介助する 点字ブロック敷設等の環境整備する
各種書類へのアクセス・作成・提出が難しい	重要な情報は事前にメール等で通知する 書類をデータ化しアクセスしやすくする 内容を直接読み上げて伝える パソコンでの入力・提出を許可する／代筆を許可する
教室変更等の情報を掲示物から把握することが難しい 学生便覧、教科書、プリント、板書、スライド等の読み取りが難しい	重要な情報は直接またはメール等で通知する● 資料のテキストデータ化または拡大印刷する● 優先席を確保する● ルーペ、単眼鏡、拡大読書器、PC等の支援機器の使用を許可する● 録音を許可する●
ミニットペーパー等の筆記による課題作成が難しい (作成に時間を要する)	用紙を拡大する● 提出方法等を変更する●
試験問題の読み取り、通常の解答用紙への記入が難しい	試験問題を拡大印刷する● 試験問題を点字化する● 解答方法を変更する● 試験時間を延長する●
実験や実習、体育実技等への参加が難しい	科目ごとの参加・評価方法等は、事前に検討・相談する

注) 支援の文章の最後に●がついている項目は、主に授業担当者が実際の支援実施者になります。

注) 資料等の点字化については、適宜特別支援室にご相談ください。



## 2 聴覚障害のある学生への支援

### ●聴覚障害とは

音を聞く、または感じる経路に何らかの障害があるために、話し言葉や周囲の音が聞こえにくい、あるいは聞こえない状態をいいます。聴力の程度だけではなく耳のどの部位に障害があるかによっても音の聞こえ方が大きく異なります。人によっては、音がゆがんだり途切れて聞こえたりする為、補聴器を用いても明瞭に聞こえない場合もあります。その他、場面状況、相手の声質や話し方によっても聞きとれたり聞き取れなかったりし、周囲から理解されにくいことも多くあります。

伝音性難聴: 外耳から中耳までの間に障害があり、音の振動伝達がうまくいかない状態。

感音性難聴: 内耳以降に障害があり、音の振動を電気的な信号に変換することがうまくいかない状態。

混合性難聴: 伝音性と感音性が混ぜ合わさった状態。

### ●聴覚障害のある学生のつまずき・困難と支援例

つまずき・困難例	支援例
教員や周囲の学生の発言内容が掴めなかったり、聞き間違いや聞き漏らしが生じる 口形が似た固有名詞や初めて聞く専門用語の聞き間違いがある	座席位置を配慮する● 板書等の視覚的な情報を増やす● 資料を事前提供する● 情報保障者の配置(ノートテイク等)を許可する● 聞こえを補助する支援機器の利用を許可する 授業内容の録音を許可する●
ディスカッション等において、周囲の発言を正確に聞き取り、全体の流れを十分に把握することが難しく、積極的な参加・発言ができない	ディスカッション場面では、司会を置き一人ずつ発言する等、ルールを決める● 口元が見える場所でゆっくり、明瞭に話す●
放送・映像音声を聞きとることが難しい <small>※聴覚障害の程度が軽い場合でも機器(マイク、DVD、CD等)を通した音は聞こえにくいことがある。</small>	映像教材へ字幕を挿入する● リスニング等、聴覚を用いる授業に対する代替措置をする●
試験や課題、予定変更等に関する指示が聞きとれず、状況に応じた対応をとることが難しい	重要事項は板書や文書によって伝達する●

注) 支援の文章の最後に●がついている項目は、主に授業担当者が実際の支援実施者になります。

注) 映像教材への字幕挿入や情報保障者の配置については、適宜特別支援室にご相談ください。

### 3 肢体不自由のある学生への支援

#### ● 肢体不自由とは

四肢(上肢:手・腕、下肢:足・脚)や体幹(胴体)に、生まれつき、あるいは病気や怪我のために、何らかの姿勢や運動の障害・欠損等があり、そのために日常生活に支障を来している状態をいいます。

肢体不自由のある学生は、手や足がない、動かせないだけではなく、思うように動かせない、自分の意図とは違う動きになる、十分に力が入らない、一部しか動かせないなどさまざまな状態にあります。また、呼吸、嚥下、体温調節、排泄等にも困難が生じている場合もあります。下肢が不自由で歩行に困難な場合、車椅子を利用する学生もいます。

#### ● 肢体不自由のある学生をつまづき・困難と支援例

つまづき・困難例	支援例
教科書などの重い荷物を持つての移動ができない	学生専用のロッカーを提供する
鉛筆・消しゴムを使うことに困難がある	授業・試験でのパソコン使用を許可する● 授業でのICレコーダーの使用を許可する● ポイントテイクを利用する 板書の撮影を許可する●
紙をめくることができない	レジュメ・資料を事前にデジタル化し学生に送付する● 学生に介助者をつける
教室やトイレのドアを開けることができない	教室やトイレのドアを自動ドアにする 学生に移動介助者をつける
実験器具の使用に困難がある	実験時にティーチングアシスタントを配置し、学生をサポートする
試験の回答やミニットペーパー等の用紙の狭い箇所に記入することに困難がある	試験用紙を拡大する● 試験時間を延長する●
休み時間内に歩いて教室間を移動することができない	授業途中の教室への入室を許可する● 車椅子を利用する アクセスしやすい教室へ変更する 教室への途中入出を許可する●
教室内の机の間の狭い通路を移動できない	教室内の通りやすいところに指定席を作る●
段差により教室にアクセスできない	スロープやエレベーターをつける
実験台まで手が届かない	実験時の踏み台の使用を許可する●
混んでいる電車に乗ることが難しい	学内駐車場を確保する

注) 支援の文章の最後に●がついている項目は、主に授業担当者が実際の支援実施者になります。

## 4 病弱・虚弱のある学生への支援

### ●病弱・虚弱とは

慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、あるいは身体の不調により病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます。生活規制とは、健康の維持や回復・改善のために必要な運動、食事、安静、服薬などに関して守らなければならないことがさまざまに決められていることを指します。

主な疾患としてはてんかん、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、ネフローゼ症候群・慢性腎疾患、インスリン依存性糖尿病、悪性新生物、過敏性腸症候群、化学物質過敏症などがあります。外見からは健康な人と区別がつかないため理解されにくいですが、疲れやすい、抵抗力の低下により病気にかかりやすい、病気の回復が遅いということがみられる場合があります。また疾患によってさまざまな症状があります。

### ●病弱・虚弱のある学生をつまづき・困難と支援例

つまづき・困難例	支援例
定期的な通院のため授業を休むことがある	欠席した授業の資料を提供する● 欠席の代替課題を出す●
運動制限のため参加できない実技がある	実技から座学への変更を認める●
長時間同じ姿勢で着席し続けることが困難	授業中の入退室を許可する● 休憩スペースを確保する
教室間の移動が負担	移動の負担が少ない教室へ変更する
教室内の移動が負担	優先席を確保する●
感染症に罹患するおそれがあり 大勢の人がいる教室に入るのが困難	試験における別室受験を許可する●
体調により長時間の試験に耐えられない	休息の時間を含めるため試験時間全体を延長する●
体調によりレポートの作成に時間がかかる	提出期限を延長する●
急に体調が悪化することがあり服薬が必要となる	授業中の服薬、飲水を認める●
発作がいつ起きるかわからない	発作時の対応マニュアルを事前に作成し関係者間で共有する
ワックスがけをして間もない教室や 新しい建物に入れにくい	ワックスがけを行う教室に関する事前の情報提供 本人が入れる建物で対応する

注) 支援の文章の最後に●がついている項目は、主に授業担当者が実際の支援実施者になります。

## ●発達障害とは

中枢神経系の障害のため、生後早期から認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力に偏りや問題を生じ、生活にさまざまな困難をきたす状態をいいます。また、障害のためにうまくできないことが「努力不足のため」と誤解され、叱責を受け続けるうちに自尊心が低下し、不安、落ち込みなど二次障害が生じる場合があります。主な発達障害としては以下のものがあります。

## ・自閉症スペクトラム障害(ASD)

対人関係の困難さと限局的な興味・関心・行動の2つが主症状です。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等の診断を受けている学生もASDに含まれます。社会的状況に相応しい振る舞いが苦手、相手の気持を察したり読み取ったりすることが苦手、急な予定変更などの変化に弱い、こだわりが強い、感覚過敏などの特徴があります。

## ・注意欠如多動性障害(ADHD)

不注意、多動、衝動性の3つが主症状です。大学等では不注意や衝動性による困難が目立ちやすいと考えられます。提出物の遅れ、遅刻が多い、不注意なミスが多い、複数の課題を同時にこなすのが難しい、整理整頓が苦手、課題に取りかかるまでに時間がかかるなどの特徴があります。

## ・限局性学習障害(SLD)

一般的な知的能力に問題はありますが、読む、書く、計算するなどの能力のいずれかの習得・使用に著しい困難があります。文字や文章を読むことや書くことに時間がかかる、飛ばし読みをしてしまう、自分がどこを読んでいるのか分からなくなる、マス目からはみ出して書いてしまうなどの特徴があります。

## ●発達障害のある学生をつまづき・困難と支援例

つまづき・困難例	支援例
大学生生活を具体的にイメージしながら履修計画を立てることが難しい	相談窓口を紹介する 履修計画・登録の支援をする
話を聞きながらノートを取るのが困難	授業内容の録音を許可する● 資料の事前配付をする●
実験の手順を理解できない	図を多く入れたわかりやすい手順説明書を作成する●
レポートをまとめられない	学習支援センターを利用する 具体的な進め方を指導する●
集団のなかで落ち着いて試験が受けられない	別室受験●
ディスカッション場面で自分の意見を言い過ぎる	挙手して発言する等議論のルールを明確化する●
優先順位をつけることが難しいため、複数のレポートが重なると期日までに提出できない	一緒に優先順位を考える 提出期限を延長する●
試験日時、会場、レポート提出日を間違える	一緒にスケジュールを確認する、個別に伝達する●
文字の読み書きに時間がかかる	資料の事前配布・電子データを提供する●、 授業・試験におけるPC使用を許可する●、試験時間を延長する●

注) 支援の文章の最後に●がついている項目は、主に授業担当者が実際の支援実施者になります。

## ●精神障害とは


何らかの精神疾患を有するために、日常生活や社会生活に困難が生じている状態にあることを指します。精神疾患にはさまざまなものがありますが、ここでは、大学生に多く、また支援の対象にある可能性が高い精神疾患とその主な症状について記載します。これ以外の精神疾患についても支援の対象になる場合があります。精神疾患は、症状やその強さが、時間の経過や環境によって大きく変化し、支援ニーズが急に変わることがあるので、状況にあわせた支援の調整が必要になることもあります。

- ・統合失調症: 思考の乱れ、情緒の不安定さ、幻覚、妄想、不眠、興奮、活動性低下、等
- ・うつ病: 気分の落ち込み、不安、焦燥、不眠、意欲低下、興味や喜びの消失、易疲労感、将来への悲観、死にたくなる、胃痛や頭痛など多彩な身体症状、等
- ・双極性障害: うつ症状と躁症状を繰り返す。躁症状とは、気分高揚、多弁多動、注意散漫、睡眠欲求の減少、次から次へと思考が浮かぶ、将来まずいことになる可能性の高いことに熱中する、等
- ・社交不安障害: 人前で何かをする(例: 話す、文字を書く、会食する)ときに不安が高まり、その状況を避ける(例: 人前で話したり、文字を書いたり、会食したりを避ける)等
- ・パニック障害: 突発的な強い不安、動悸、呼吸困難、めまい、死への恐怖、前に発作が起きたのと同じ状況を避ける(例: 電車の中で発作が起きた場合、電車に乗れなくなる)等
- ・強迫性障害: 強迫観念(例: 手が汚れているのではないか、その汚れが全身に広がりひどい病気になるのではないかと何度も考える)と強迫行為(例: 何時間も手を洗い続ける)等

## ●精神障害のある学生のつまずき・困難と支援例

つまずき・困難例	支援例
不安で時間割を詰めすぎ、学期途中で体調不良になる	適切な履修計画を立てられるよう支援する
急激な不安焦燥のため教室にじっとすわってられない	薬を飲むための授業中の飲水を許可する● 授業中の教室への入退出を許可する●
教室の入り口から遠い席に座ると不安が高まる	教室の入り口に近い座席を確保する●
睡眠の乱れのため、朝起きられない	午後の授業を履修する
多人数の学生の前での発表が困難	多人数の学生の前での発表のない授業を履修できるよう支援する 教員の前での個別発表に代替する●
対人緊張が強く、人の多いところにいると疲れる	少人数の授業を履修できるよう支援する 一人で休める場所を学内に確保する
対人関係や将来等に関する悩みが大きい	学生相談所を利用する
電車などの公共交通機関を利用できない	自家用車の校内への入構を許可する
取扱いを注意しないとならない薬品等を使う授業の中で、症状や薬の影響で集中力が続かない	TAをつけ、学生の様子を見守る●

注) 支援の文章の最後に●がついている項目は、主に授業担当者が実際の支援実施者になります。



## 第 3 部

---

## 学内規程等

# 1 国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

平成28年3月23日

規第38号

## 目 次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進体制(第5条-第8条)
- 第3章 障害者差別解消推進委員会(第9条-第16条)
- 第4章 相談体制(第17条-第20条)
- 第5章 教育研修(第21条)
- 第6章 雑則(第22条-第23条)
- 附 則

## 第1章 総則

### 目 的

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)の職員が、教育研究その他本学が行う活動全般に参加する全ての障害者に対し適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 定 義

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。)がある者であって障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 不当な差別的取扱い 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置を行うことその他の正当な理由なく、障害を理由として教育研究その他本学が行う活動全般に参加する障害者に機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所若しくは時間帯などを制限すること若しくは障害者でない者に対しては付さない条件を付けることをいう。
- 四 合理的配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 五 部局 総長・プロボスト室、各研究科、各附置研究所、附属図書館、同各分館、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号)第20条第1項に規定する各機構、各学内共同教育研究施設等、国立大学法人東北大学組織運営規程第22条から第27条までに規定するセンター等、材料科学高等研究所、学際科学フロンティア研究所、本部事務機構の部及び監査室をいう。

## 不当な差別的取扱いの禁止

第3条 職員は、その職務の遂行上、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 不当な差別的取扱いについての基本的な考え方及び職員が留意すべき事項については、別に定める。

## 合理的配慮の提供

第4条 職員は、その職務の遂行上、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

2 合理的配慮の基本的な考え方及び職員が留意すべき事項については、別に定める。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進体制

### 障害者差別解消推進最高管理責任者

第5条 本学に、障害を理由とする差別の解消(以下「障害者差別解消」という。)の推進に関し、最終責任を負うものとして障害者差別解消推進最高管理責任者(以下「最高管理責任者」という。)を置き、総長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、障害者差別解消の推進に関し、障害者差別解消推進総括監督責任者及び障害者差別解消推進監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行えるよう必要な措置を講じるものとする。

### 障害者差別解消推進総括監督責任者

第6条 本学に、最高管理責任者を補佐し、障害者差別解消の推進に関する事務を総括させるため、障害者差別解消推進総括監督責任者(以下「総括監督責任者」という。)を置く。

2 総括監督責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

3 総括監督責任者は、本学全体における障害者差別解消の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

### 障害者差別解消推進監督責任者

第7条 部局に、当該部局における障害者差別解消の推進を行わせるため、障害者差別解消推進監督責任者(以下「監督責任者」という。)を置き、部局長(以下「部局長」という。)をもって充てる。

2 監督責任者は、当該部局における障害者差別解消の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

### 障害者差別解消推進監督者

第8条 部局に、障害者差別解消推進監督者(以下「監督者」という。)を置き、部局長が指名する職員をもって充てる。

2 監督者は、監督責任者を補佐し、次に掲げる事項に留意し、障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう職員を監督し、かつ、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

一 日常の業務を通じた指導等により、障害者差別解消に関し、職員の注意を喚起し、障害者差別解消に関する認識を深めさせること。



- 二 障害者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
  - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 3 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

## 第3章 障害者差別解消推進委員会

### 障害者差別解消推進委員会

第9条 本学に、障害者差別解消推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### 所掌事項

第10条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 障害者差別解消の推進についての企画立案及び実施に関すること。
- 二 部局における障害者差別解消に関し、必要に応じて助言又は勧告等を行うこと。
- 三 第17条に規定する全学相談窓口の運営等に関すること。
- 四 障害を理由とする差別に係る問題の解決に関すること。
- 五 その他障害者差別解消の推進に関すること。

#### 組 織

第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総括監督責任者
- 二 総長が指名する理事又は副学長 若干人
- 三 総務企画部長、人事企画部長、教育・学生支援部長、財務部長及び施設部長
- 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

#### 委員長及び副委員長

第12条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は総括監督責任者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### 委 嘱

第13条 第11条第4号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

#### 任 期

第14条 第11条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

## 委員以外の者の出席

第15条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

## 専門委員会

第16条 特定の事項を検討させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会について必要な事項は、別に定める。

## 第4章 相談体制

### 全学相談窓口

第17条 本学に、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるため、全学相談窓口を設け、全学相談員を置く。

- 2 全学相談員は、総括監督責任者の指名により、総長が委嘱する。

### 部局相談窓口

第18条 部局に、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるため、部局相談窓口を設け、部局相談員を置く。  
ただし、部局の事情を勘案し、総括監督責任者の定めるところにより、複数の部局が合同で部局相談窓口を設置することができる。

- 2 部局相談員は、当該部局長が委嘱する。
- 3 部局相談窓口の運営等に関し必要な事項は、当該部局長がこれを定める。

### 相談及び問題解決の手続

第19条 障害者差別解消に関する相談及び問題解決の手続については、別に定める。

### 不利益取扱いの禁止

第20条 職員は、障害を理由とする差別に関する相談に関与した者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

## 第5章 教育研修

### 教育研修

第21条 総括監督責任者は、障害者差別解消の推進を図るため、職員に対し、障害特性を理解した上で障害者へ適切に対応するための必要な教育研修及び啓発活動を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、総括監督責任者は、新たに職員となった者に対し、障害を理由とする差別に関する基本的な事項及び職員が留意すべき事項について理解させるための研修を行うものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、総括監督責任者は、新たに監督者となった職員に対し、障害者差別解消等に関し求められる責務及び役割について理解させるための研修を行うものとする。

事務

第22条 障害者差別解消の推進に関する事務は、人事企画部において処理する。

雑則

第23条 この規程に定めるもののほか、障害者差別解消の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成28年6月9日規第65号改正)

この規程は、平成28年6月9日から施行し、改正後の第2条第5号の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附則(平成29年6月6日規第107号改正)

この規程は、平成29年6月6日から施行し、改正後の第2条第5号の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附則(平成30年6月28日規第145号改正)

この規程は、平成30年6月28日から施行し、改正後の第2条第5号の規定(「第29条」を「第27条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「、材料科学高等研究所、学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。)は、平成30年1月30日から、改正後の同号の規定(「総長室」を「総長・プロポスト室」に改める部分及び「、教育情報学教育部、教育情報学研究部」を削る部分に限る。)は、平成30年4月1日から適用する。

附則(平成30年9月26日規第163号改正)

この規程は、平成30年9月26日から施行し、改正後の第2条第5号の規定は、平成30年7月1日から適用する。

## 2 国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的考え方及び留意事項

平成28年3月23日

理事(人事労務・環境安全担当) 裁定

国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程(以下「規程」という。)第3条及び第4条に定める基本的な考え方及び留意すべき事項は、以下のとおりとする。

### 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方(第3条第2項関係)

規程は、職員が、障害者に対して、不当な差別的取扱い、すなわち、正当な理由なく、障害を理由として教育研究その他国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)が行う活動全般に参加する障害者に機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所若しくは時間帯などを制限すること若しくは障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いではない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる教育研究その他本学が行う活動全般について、本質的に関係する諸事情が同じ場合に、障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

### 第2 正当な理由の判断の視点(第3条第2項関係)

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、教育研究その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。本学においては、正当な理由に相当するか否かについて、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育研究その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、過重な負担を求めるものではなく、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

### 第3 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例(第3条第2項関係)

第1及び第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 障害があることを理由に資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 職務の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来学の際に付き添い者の同行を求めるといった条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりすること。

- 障害があることを理由に本学への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むこと。
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 障害があるために必要な情報保障手段(ノートテイクや手話通訳など)を用いることを拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に成績・評価に差をつけること。

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方(第4条第2項関係)

- 1 合理的配慮は、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 2 障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるとの考え方を踏まえ、合理的配慮は、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でなく、教育研究その他本学が行う活動の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。
- 3 合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 4 規程第4条の「意思の表明」については、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

#### 第5 過重な負担の基本的な考え方(第4条第2項関係)

過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- 一 教育研究その他本学が行う活動への影響の程度(その目的、内容、機能を損なうか否か)
- 二 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 三 費用・負担の程度
- 四 本学の規模、財政・財務状況

#### 第6 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例(第4条第2項関係)

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、第4で示したとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方

法について、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

#### 物理的環境への配慮の具体例

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、案内する者の位置について、障害者の希望を聞いたりすること。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場等の座席位置を扉付近にすること。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図ること。
- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室等に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。

#### 意思疎通の配慮の具体例

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を活用すること。
- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕等の情報を補いながら用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、必要に応じて職員等が書類の代筆を行うこと。
- 聞き取りに困難のある学生等に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。

- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。
- 会議の進行に当たっては、ゆっくり、丁寧な進行を心がけ、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行うこと。

#### ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること。
- 入学試験や定期試験等において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、職員等を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認めること。

## 第7 本学の職員に対する障害を理由とする差別を解消するための措置

以上に定めるもののほか、本学が、事業主としての立場で職員に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第36条第1項及び第36条の5に基づき厚生労働省が定める各指針を踏まえて対応するものとする。

## 第8 東北大学病院の患者その他の利用者に対する障害を理由とする差別を解消するための措置

以上に定めるもののほか、東北大学病院の患者その他の利用者に対する障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン(厚生労働省)に準じて対応する。

## 第9 その他各部局における障害を理由とする差別を解消するための措置

以上に定めるもののほか、部局の長は、必要に応じて障害を理由とする差別を解消するための措置を別に定めるものとする。



# 関連情報

## 障害者差別解消法について

内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

## 障害のある学生への支援に関する情報

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)

[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/index.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/index.html)

全国障害学生支援センター

<http://www.nscsd.jp/>

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

<http://www.pepnet-j.org/web/>

全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD)

<http://ahead-japan.org/activity.html>

## 就職に関する情報

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (地域障害者職業センター)

<http://www.jeed.or.jp/>

宮城県障害福祉課

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/4-05.html>

## 学内の相談窓口

学生相談・特別支援センター 学生相談所／特別支援室

<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>

保健管理センター

<http://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/>

キャリア支援センター

<http://www.career.ihe.tohoku.ac.jp/>

学習支援センター

<http://sla.cls.ihe.tohoku.ac.jp/>

工学部各系 (学科) 学生支援室 カウンセリングルーム

<https://www.eng.tohoku.ac.jp/v-student/common/counseling.html#counsel>

理学研究科・理学部 キャンパスライフ支援室 OASIS

<http://www.sci.tohoku.ac.jp/campuslife/>

# 東北大学 学生相談・特別支援センター 特別支援室

〒980-8576 仙台市青葉区川内41

TEL: 022-795-7696 (直通) 内線: 7696

FAX: 022-795-4950

MAIL: t-sien@ihe.tohoku.ac.jp

ホームページ: <http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>

本ガイドラインは、学生生活支援審議会の下で作成された  
2019年3月 第1版



この冊子は環境に配慮した  
「水溶性インク」により  
印刷されています。



環境にやさしい植物油インク  
「VEGETABLE OIL INK」で  
印刷されています。